

## 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書(案)

政府は、2008年4月より、75歳以上の高齢者を対象に後期高齢者医療制度を実施しようとしている。この制度は、低所得者をはじめ高齢者の多くから高額な保険料を徴収する、2年ごとの保険料見直しで保険料を更に引き上げる仕組みを持つ、これまで75歳以上の国保加入者には発行しないとされていた滞納者への資格証明書の発行を定めている等、多くの問題点を持つものである。

政府は、国民の反対の声におされ、制度の一部凍結を含む見直しを行なうとしているが、制度の問題点を根本的にただすものとはなっていない。そのため、広域連合議会や京都府内地方公共団体関係者からも制度の問題点を指摘し、中止・撤回を求める発言が相次いでいる。

そもそも、病気になりがちな高齢者に対し、十分な医療を受けられるよう国が保障することは当然の事であり、高齢者の医療制度の後退は許されるものではない。

よって、国におかれては、高齢者が安心して医療を受けられるように、後期高齢者医療制度を中止・撤回されることを、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

衆議院議長	河	野	洋	平	殿	
参議院議長	江	田	五	月	殿	
内閣総理大臣	福	田	康	夫	殿	
財務大臣	額	賀	福	志	郎	殿
厚生労働大臣	舩	添	要	一	殿	

京都府議会議長 家元丈夫

## 療養病床削減・廃止方針の中止・撤回を求める意見書(案)

介護療養病床を全廃し、医療療養病床についても15万床にまで削減しようとする今回の療養病床削減・廃止方針は、患者やその家族のみならず、医療関係者、他の住民に至るまで、多大な影響を及ぼすものとなっている。

国は、今回の削減・廃止方針について医療を必要としない高齢者の入院を解消し、医療費の伸びを抑制するため等と述べてきた。

しかし、療養病床入院患者が医療を必要とするのか、しないのかは、極めて個別性の高い問題であり、医療区分等一律の基準を以って判断すべきものではなく、ましてや医療費削減のためにそれを機械的に実施すれば高齢者の生命と健康を危機に追いやるのではないかと危惧される。先日、京都府は府内で3000台まで療養病床を削減する「見通し」を明らかにした。行き場を失い、尊厳も生命も奪われるような高齢者を、ただの1人として生み出すわけにはいかない。

よって、国におかれては、療養病床削減・廃止方針を中止・撤回されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

衆議院議長	河	野	洋	平	殿	
参議院議長	江	田	五	月	殿	
内閣総理大臣	福	田	康	夫	殿	
財務大臣	額	賀	福	志	郎	殿
厚生労働大臣	舩	添	要	一	殿	

京都府議会議長 家元丈夫

## 医師・看護師等の確保に関する意見書（案）

安全・安心の医療を受けることは国民の権利であり、それを保障することは、国の責務である。

ところが、医師、看護師等の不足により、地域においては、病院の閉鎖や診療科の休止などの事態が起こり、医療現場においては、病棟閉鎖や過酷な勤務を余儀なくされるなど、深刻な事態がすでに起こっている。本府においても、北部地域で、救急医療体制や周産期母子医療体制の休止等の事態に加え、南部地域においてもすでに深刻な事態に直面している。こうした危機的な状況を打開することは、国民に共通する切実な願いである。

そもそも、医師不足の原因は、厚生労働省が「医師は基本的に足りている」として、異常な「医師数抑制政策」をとってきたことである。また看護師等についても、絶対数の不足に加え、診療報酬の削減により、看護師争奪戦が行われたことで、とりわけ地方や中小病院での看護師不足が顕著となっている。こうした中、政府は医師・看護師等不足対策について、一定の方向を示したが、医師・看護師等の抜本的増員など、本格的な対策が必要である。

よって、国におかれては、将来にわたり、誰もが安心して質の高い医療や看護が受けられるよう、医師及び看護師等の確保対策の抜本的拡充強化を図るため、次の事項について措置を講じられるよう、強く求めるものである。

- 1、 国の責任で、医師養成数そのものを、産科や小児科をはじめ抜本的に増員するとともに、医学部定員の増員や地域への定着を図ること。また医師の過重な勤務に対する負担軽減策や、女性医師への支援策等行うこと。さらに、医療事故の原因を客観的に究明する第三者機関の設置や無過失補償制度の創設等行うこと。
- 2、 看護師等の大幅増員のため「第六次看護職員需給見通し」を見直し、診療報酬の抜本的改善等、増員対策を本格的に推進すること。また、看護師の配置基準を「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤時は患者4人に対して1人以上」とする、夜勤日数を月8日以内とする等、対策をとること。さらに、結婚しても安心して働き続けられる条件整備や、社会的役割に相応しい賃金の保障等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	福田康夫	殿
財務大臣	額賀福志郎	殿
厚生労働大臣	舛添要一	殿

京都府議会議長 家元丈夫

## レセプトのオンライン請求義務化に関する意見書(案)

厚生労働省は平成18年4月10日、医療機関が保険診療を行った際に提出する診療報酬請求書・明細書(通称=レセプト)について、電子的手法を用いるオンライン請求に限定するよう省令を改正した。平成23年度以降は、全医療機関にオンライン請求が義務化される。

この問題について、京都府保険医協会が行った60歳以上の開業医アンケート結果では、オンライン請求が義務化された場合、「開業医を辞めて引退」等が33%にも上り、オンライン請求に必要な機器の「費用負担によっては引退」も含めれば、開業医「引退」が50%にも達する異常事態が想定されている。これは、医師不足が社会問題となる中、地域医療の崩壊を招きかねない事態である。

よって、国におかれては、このような事態を回避するためにも、レセプトのオンライン請求を一律に義務化する改正省令を撤回すること。少なくとも、レセプトのオンライン請求に対応できない医療機関について、レセプトコンピュータ導入の場合は平成22年度以降も、手書きの場合は平成23年度以降も、紙レセプトにより診療報酬を請求できるよう、除外対象医療機関を拡大し、除外適用期間を延長されるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

衆議院議長	河	野	洋	平	殿	
参議院議長	江	田	五	月	殿	
内閣総理大臣	福	田	康	夫	殿	
財務大臣	額	賀	福	志	郎	殿
厚生労働大臣	舩	添	要	一	殿	

京都府議会議長 家元丈夫

## 扶助費見直し等生活保護に関する意見書(案)

厚生労働省は、社会・援護局長が設置した「生活扶助基準に関する検討会」が、食費・光熱費など生活費について、低所得世帯の支出額と生活保護世帯の受給額を比べ、保護世帯の受給額が高いとして、その基準引き下げを容認する報告書をまとめたとして、生活保護基準引き下げの検討を表明した。

引き下げが強行されれば、生活保護費の減額や保護打ち切り、住民税や国民健康保険料の大幅な負担を生じさせる等の恐れがある。また、低所得世帯の住民税や介護保険等の負担軽減制度や最低賃金制度にも大きな影響を及ぼすこととなる。しかも、すでに重大な影響を与えている母子加算や老齢加算の廃止・減額の影響を、さらに上回ることはあきらかである。

しかも、根拠とした報告書をまとめた「検討会」の委員5名全員は、厚労省の引き下げ方針表明を受け、『報告書』の真意が正しく伝わっていない、生活扶助基準の引き下げは慎重であるべきだ」との文書を出していることも明らかになっている。

よって、国におかれては、生活保護基準の引き下げの検討を直ちに中止するとともに、母子加算、老齢加算の復活を含め、生活保護基準の引き上げを行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

衆議院議長	河	野	洋	平	殿
参議院議長	江	田	五	月	殿
内閣総理大臣	福	田	康	夫	殿
財務大臣	額	賀	福	志郎	殿
厚生労働大臣	舛	添	要	一	殿

京都府議会議長 家元丈夫

## 社会福祉施設等の人材確保対策の具体化と充実を求める意見書（案）

近年、福祉・介護等の社会福祉関係施設では人材不足が深刻な問題となっている。

子ども、高齢者、障害者・児が安心して生活するためには、必要な福祉サービスがいつでも安定的に利用できることが重要である。

福祉ニーズの多様化などに伴い、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、措置費や保育所運営費の削減、介護報酬改定(2006年4月)や障害者自立支援法導入(2006年4月)の影響による財源の削減等により職員の非正規化、低賃金等労働条件の劣悪化が進んでいる。全国的に見れば、人材不足により、やむなく休業や閉鎖に追い込まれる事例も出ており、人材不足の解消、人材確保のための対策の実施が喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、地域の実情を踏まえ、社会福祉関連施設において必要な福祉人材が十分に確保されるよう、2007年8月28日に告示された『社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針』を具体化するとともに、介護報酬、障害者自立支援給付費、保育所運営費、措置費等の引き上げと、国の責任による財源確保を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

衆議院議長	河	野	洋	平	殿	
参議院議長	江	田	五	月	殿	
内閣総理大臣	福	田	康	夫	殿	
財務大臣	額	賀	福	志	郎	殿
厚生労働大臣	舛	添	要	一	殿	

京都府議会議長 家元丈夫

## 原油価格高騰に関わる緊急対策を求める意見書（案）

国際的な投機などを原因に石油価格が高騰し、ガソリン価格は史上最高値を更新、灯油も1缶（18リットル）1800円を超えた。その影響で原材料費や経費が増大し、生活必需品の大幅値上げが相次ぎ、国民の暮らしと営業、地域経済に大打撃を与えている。

京都府内でも、障害者施設をはじめ、福祉の現場では、送迎の燃料費等の増大に頭を痛めており、ハウス栽培農家や、漁業者、運送業者、銭湯、クリーニング店、飲食業者など、幅ひろい分野で「このままでは冬が越せない」と悲鳴が上がっている。

政府は、国民の切実な声を受けて「緊急対策」を発表したが、その内容は、深刻な国民生活の状況を打開するにはほど遠く、国民の負担軽減という点でまったく不十分である。

よって、国におかれては、国民の暮らしと営業を守るため、原油価格高騰に関わって、次の事項の緊急の措置および抜本対策をとられるよう、強く求めるものである。

- 1、寒冷地のみにとどまらず、「福祉灯油」や低所得者向けの支援策を抜本的に拡大すること。石油製品や食料品などの便乗値上げの監視を強化し、灯油価格引き下げの緊急対策を行うこと。
- 2、大企業に対して、原材料費・燃料費の上昇分を中小・下請業者に押し付けないよう強力に指導すること。また運輸業者などの中小企業に対して、ゼロ金利融資をはじめ、抜本的な緊急対策を講ずること。
- 3、原油価格高騰の直撃を受けている中小業者、運送業者などの負担軽減のため、国の責任で緊急の減税措置を講ずること。農漁業者に対しては、省エネルギー機械導入の支援にとどまらず、現実の負担に対する軽減策を講ずること。
- 4、大手元売り会社に対して原油差益を国民に還元させること。異常な原油価格高騰を抑制するため、投機マネー規制の国際的協調を実現するあらゆる方策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	福田康夫	殿
総務大臣	増田寛也	殿
財務大臣	額賀福志郎	殿
厚生労働大臣	舛添要一	殿
農林水産大臣	若林正俊	殿
経済産業大臣	甘利明	殿
国土交通大臣	冬柴鐵三	殿

京都府議会議長 家元丈夫

## 大学の高学費を解消し、奨学金制度の抜本的拡充を求める意見書（案）

日本の大学の高学費は国際的に見ても異常であり、昨今の経済状況の悪化のもと、大学進学を断念したり、学業を中途であきらめざるを得ない学生が増えている。

また奨学金制度も不十分であり、日本学生支援機構の奨学金の無利子枠は狭く、さらに機関保証を利用すれば保証料が毎月貸与される奨学金から天引きされ、その割合は最高で5.7%にも及び、大学を卒業し、社会人としての第1歩で、奨学金返済という大きな借金をかかえて出発しなければならない。

高等教育費無償は世界の流れである。ところが現在の日本における高い教育費の家計負担は、少子化など日本社会の衰退原因にもなっており、大学の高学費の解消は急務である。

欧米では奨学金は返済する必要のない給付奨学金制度が基本になっており、フランスでは、大学のほとんどが国立大学で学費は無料で、奨学金は学生の生活費として支給されている。アメリカでも、この数年給付奨学金予算を拡充し、給付奨学金を受給する学生は全体の4割を超えている。

よって、国におかれては、大学の高学費を解消すると同時に、日本学生支援機構の奨学金制度について第1種奨学金（無利子枠）の拡大や、給付制奨学金の導入、保証料の廃止などの抜本的な拡充を図られるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

衆議院議長 河野洋平 殿  
参議院議長 江田五月 殿  
内閣総理大臣 福田康夫 殿  
財務大臣 額賀福志郎 殿  
文部科学大臣 渡海紀三朗 殿

京都府議会議長 家元丈夫



## 義務教育費の国庫負担制度の堅持と負担率の復活を求める意見書（案）

義務教育国庫負担制度は憲法に保障された国民の教育権を保障するために、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とした制度であり、まさに公教育の根幹を成す制度である。

しかし昨年3月、自民・公明の両与党により負担率を2分の1から3分の1に引き下げる法律が関係者の反対を押し切って可決された。

これは地方間における教育条件に格差を生むものであり、憲法において定められた公教育に対する国の責任の原則を崩すものである。

国内総生産に対する教育への公財政支出は、日本はOECD加盟国で最低であり、この改善こそ必要である。30人学級の実現や、就修学保障制度の充実、拡充など教育条件の整備を求める世論は日増しに広がっている。

よって、国におかれては、義務教育費の国庫負担制度を堅持されると同時に負担率を2分の1に復活されるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	福田康夫	殿
財務大臣	額賀福志郎	殿
文部科学大臣	渡海紀三朗	殿

京都府議会議長 家元丈夫

米国産牛肉の輸入月齢制限の緩和に反対し、BSE全頭検査の継続を求める意見書(案)

政府は、都道府県・政令指定都市に対し、生後20カ月齢以下のBSE検査の国庫補助を来年7月末に打ち切り、地方自治体の独自検査を継続しないことを求めている。

これまで国民の国産牛に対する安全・安心は、全頭検査の継続によって確保されてきた。国の補助がなくなれば、地方自治体は、20カ月齢以下のBSE検査を打ち切るか、自主財源で継続しなければならなくなる。自主検査を実施する県と実施しない県が混在すれば、消費者の新たな不安が引き起こされ、市場の混乱が生ずる恐れがある。

また、報道によれば、先に開かれた「日米次官級経済対話」において、政府が米国産牛肉の輸入条件見直しについて、月齢制限を現在の「20カ月」から「30カ月」に緩和するよう食品安全委員会に諮問する考えを示したとされている。農水省は「具体的方針は決まっていない」としているが、町村官房長官はこれを認め、「日米の合意を得て、諮問することになっている」と述べている。これは重大である。

アメリカのBSE対策は、全頭検査、危険部位の完全除去、肉骨粉使用禁止などの点で極めて不十分であり、その上、輸出検査も杜撰で、違反がしばしば起きている。このような状況の下での月齢緩和は、国民に大きな不安を与えるものであり、到底認められるものではない。

よって、国におかれては、20カ月齢以下のBSE全頭検査の補助制度を継続し、輸入月齢制限を緩和しないこと、及びアメリカに対しわが国と同一基準の安全措置を要求することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 日

衆議院議長	河	野	洋	平	殿
参議院議長	江	田	五	月	殿
内閣総理大臣	福	田	康	夫	殿
財務大臣	額	賀	福	志郎	殿
厚生労働大臣	舛	添	要	一	殿
農林水産大臣	若	林	正	俊	殿

京都府議会議長 家元丈夫

## 後期高齢者医療制度についての決議(案)

2006年6月、国会において成立した医療制度改革関連法により、現在の老人保健制度が廃止される。

代わって、新たな後期高齢者医療制度が、京都府内すべての市町村が参加する「広域連合」を運営主体に2008年4月から施行される。

新たな後期高齢者医療制度は、「その心身の特性や生活実態等を踏まえる」という法成立の趣旨をふまえ、後期高齢者の健康と生命を守りうるものでなければならない。そのため、京都府後期高齢者医療広域連合においては、既に京都府に対し財政的支援等を求める要望を行っているところである。

よって、京都府は、この要望にこたえ、同連合において以下の措置等が講ずることができるよう、必要な財政的支援を行なうよう求めるものである。

- 1 保険料決定にあたっては、高齢者の所得・生活の状態をふまえ、支払いが可能な金額とする。
- 2 支払い困難な層に対しては、納付相談など、懇切丁寧な相談体制を構築する。
- 3 保険料滞納者に対する資格証明書発行は行なわない。

以上、決議する。

平成19年12月 日

京都府議会